

2025年3月期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「株式会社の支配に関する基本方針」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

日本伸銅株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。
- ②監査室を設置する。監査室は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。
- ③取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い、対応策を検討し、実行する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

(5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

- ①当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ②当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に参加し、職務の執行に係る事項を報告する。
- ③当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ④当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会が必要とした場合、管理統括部は監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(8) 監査等委員会の(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

②当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。

③当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。

④上記①から③の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ② 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 当社における業務の適正性の確保

監査室が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は13回の監査等委員会を開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員は代表取締役、会計監査人及び監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

株式会社の支配に関する基本方針

（会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、2006年1月16日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、毎期、株主総会後の取締役会において同対応策を更新しておりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、および、コーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本対応方針導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、当社は、2017年5月23日の取締役会において、本対応方針の有効期限である2017年7月31日をもって本対応方針は更新せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有効期限経過後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時・適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、法令及び定款の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金 土地圧縮 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合計		
2024年4月1日残高	1,595	290	290	49	958	8,334	9,342	△417	10,810
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	2	—	△23	△21	—	△21
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	964	964	—	964
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
税率変更による繰立金の調整額	—	—	—	—	△11	11	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2	△11	952	943	△0	943
2025年3月31日残高	1,595	290	290	51	946	9,287	10,285	△417	11,753

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有価証券評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	117	117	10,927
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△21
当 期 純 利 益	—	—	964
自己株式の取得	—	—	△0
税率変更による繰立金の調整額	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	38	38	38
事業年度中の変動額合計	38	38	981
2025年3月31日残高	155	155	11,909

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品・

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価

仕掛品・原材料

切下げの方法）

及び貯蔵品

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に伸銅品、伸銅加工品の販売によるものであり、これら製品の販売は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の売上取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	金額
伸銅品	23,016
伸銅加工品	1,249
その他	1,856
顧客との契約から生じる収益	26,122
その他の収益	—
外部顧客への売上高	26,122

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）△386百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は117百万円です。）

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないという前提に基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に従って、企業分類に応じた繰延税金資産の計上額決定のために、スケジュールリングの可否を判断しております。将来の経済状況の変化などの不確実性により、当該見積り及び仮定について見直しが必要となった結果、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,534百万円

2. 受取手形割引高 10百万円

3. 収用に関する件

土地収用法の適用を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,048百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物	2,663百万円
構築物	146百万円
機械及び装置	6,168百万円
車両運搬具	6百万円
工具器具備品	64百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

・営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 103百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	2,370,000	—	—	2,370,000

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	232,903	95	—	232,998

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ) 2024年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 10百万円
- ・1株当たり配当額 5円00銭
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月26日

ロ) 2024年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 10百万円
- ・1株当たり配当額 5円00銭
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月3日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2025年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 21百万円
- ・1株当たり配当額 10円00銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月25日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

退職給付引当金	7百万円
賞与引当金	30百万円
減価償却超過額	25百万円
未払事業税	18百万円
その他	35百万円
繰延税金資産合計	117百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

前払年金費用	1百万円
その他有価証券評価差額金	67百万円
土地圧縮積立金	434百万円
繰延税金負債合計	503百万円
繰延税金資産の純額	△386百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金で余資運用するとともに銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権ならびに売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理の強化によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は原料価格変動リスクヘッジのための先物取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額117百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
① 投資有価証券 其他有価証券	415	415	—
② デリバティブ取引(※2)	(79)	(79)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場における無調整の同一資産・負債の市場価格のインプット

レベル2の時価：レベル1で使用された市場価格以外の、直接又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3の時価：観察可能な市場データに基づかないインプット

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	415	—	—	415
デリバティブ取引(※)	—	(79)	—	(79)

(※) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	サンエツ金属株式会社	富山県砺波市	黄銅棒・線事業および精密部品事業	—	非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売	非鉄金属原材料および製品の販売(注)	1,552	売掛金	101
						非鉄金属原材料および製品の購入(注)	1,307	買掛金	109
親会社の子会社	株式会社日伸地金	大阪府堺市	非鉄金属原材料の販売	—	非鉄金属原材料の仕入	非鉄金属原材料の購入(注)	1,940	買掛金	105

(注) 非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売についての価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,572円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 451円37銭 |